相続人代表者指定(変更)届兼固定資産現所有者申告書

										年 月	日	
北	₹秋日	田市長 あて										
							届出人	住所				
								<u></u> (フリガナ)	
								氏名				
								(自 署)				
								(電話番号	- −	_)	
	次の	とおり、被木	目続人に係る	徴収金	の賦設	果徴収(滞約	内処分を除	:く。)及び還付に	関する書類を受	領する代表	者を指定	
L	まし	たので、地ズ	方税法第9条	の2第	1項の	規定により	届出します	。また、北秋田	市市税条例第71	条の3に基	づき地方	
秄	法复		3に規定する		有者」を	申告します						
żı	ф.	亡くなった方の氏名				亡くなった方の住所				死亡年月日		
被 相 続 人		フリガナ				₹	_					
										年	月日	
											<i>"</i> –	
;	対象	東税目	□固定	資産税	ź 🗆	市県民税	包国!	民健康保険税	□軽自動車和	锐(種別割)		
		相続人で協議した結果、相続人全員の合意により、相続人代表者および現所有者代表者を以下の者とすることを決定しました。										
	代表者		氏 名					住 所		被相続人からみた続柄	自相続分	
		フリガナ				₹	_					
										一 配 但 去	2.	
										配偶者· ∃ 兄弟·	2.	
+0										兄弟・その他	/	
相続		生年月日	年	月	日		電話番 [!]	号()	兄弟•	/	
		生年月日フリガナ	年	月	日	-	電話番号	릉()	兄弟・ その他 ()	/	
柏続人(-	年	月	日	₹	電話番号	룩()	兄弟・元の他()	/	
人		-			В	₹	電話番 ⁺ -	号()	兄弟・ その他 ()	/	
人		-	年	月	日日日	=	_		,	兄弟・子の他(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	/	
		フリガナ				-	電話番号)	兄弟・子の田兄の田兄の(一一日本の)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一	<u></u>	
人	代表	フリガナ					_		,	兄ののおり、一般のは、一般ののは、一般ののは、一般のでは、一般のでは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般のは、一般の	<u></u>	
人	代表者	フリガナ					_		,	兄弟・子の田兄の田兄の(一一日本の)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一一日本の一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一)(一	<u></u>	
人	代表者以	フリガナ					電話番号	号()	兄弟・ 兄そ (配用兄そ (配用兄そ (配兄弟・ (に に (に に に に に に に に に に に に に に に に に に に 	<u></u>	
人	代表者	フリガナ 生年月日 フリガナ	年	月	日	-	_	号(,	兄そ 偶兄そ 偶兄そ 偶兄そ の 者弟の 者弟の 者弟の	<u></u>	
人	代表者以	フリガナ 生年月日 フリガナ 生年月日	年	月	日		電話番号	号()	兄そ 偶兄そ 偶兄そ 偶兄そ の 者弟の 者弟の 者弟の	2.	
人	代表者以外	フリガナ 生年月日 フリガナ 生年月日	年	月	日	-	電話番号	릉(릉()	見記記記記日日日 <td>2.</td>	2.	

※届出人の自署ができない場合は、届出人の本人確認ができる書類の写しを添付してください(運転免許証など の顔写真がついたもの)。

(裏面の「届出に当たっての留意点」もお読みください)

〇届出にあたっての留意点

- 1. 届出をお願いした日(市の依頼文書送付日)から1か月以内に届出がされない場合は、「相続人代表者指定通知書」にて北秋田市が相続人代表者を指定します(地方税法第9条の2第2項)。市が指定した相続人代表者を変更したい場合は「相続人代表者指定(変更)届」を改めてご提出ください。
- 2. 相続人記入欄が不足する場合はくく相続人記入用紙>>の用紙をご利用ください。
- 3. 相続登記が長年行われず、<u>所有者が数代前のまま</u>となっているケースが近年増加しています。固定 資産の所有者を登記簿などで改めてご確認の上、相続人代表者を決定してください。
- 4. 未登記の家屋については、この届出により所有者の名義が相続人代表者に変更となります。
- 5. 相続放棄をした相続人がいる場合には、家庭裁判所が交付する「相続放棄受理通知」の写しを必ず ご提出ください。
- 6. 相続登記が完了するまでは、被相続人の固定資産(土地・家屋など)は相続人全員の共有の財産となります。この届出は、法務局での相続登記が完了するまでの間、被相続人の固定資産に係る書類などの送付先・連絡先となる代表者を指定するものであり、不動産登記簿の所有者を変更するものではありません。
- 7. 相続登記の手続きについては法務局にお問い合わせください。

【北秋田市の登記を管轄している法務局】					
秋田地方法務局	大館支局				
〒017-0804	大館市柄沢字狐台7番73				
電話番号	0186-42-6514				

8. 虚偽の届出により発生した紛争については、当市では一切責任を負いません。

		氏 名				住所			被相続人から みた続柄	相続分
		フリガナ	年	月	B	₹	— —	,	配偶者・子・ 兄弟・ その他 ()	/
		フリガナ				Ŧ	電話番号()		
			_			, '			配偶者・子・ 兄弟・ その他	/
		生年月日	年	月	日		電話番号()	()	
		フリガナ				〒	_		配偶者・子・兄弟・その他	/
		生年月日	年	月	日		電話番号()	()	
相続人	代	フリガナ				〒	_		配偶者・子・ 兄弟・ その他	/
(現所有者)	を	生年月日フリガナ	年	月	日		電話番号()	()	
	外	フリガナ				〒	_		配偶者・子・兄弟・その他	/
		生年月日	年	月	日		電話番号()	()	
		フリガナ				₹	-		配偶者・子・ 兄弟・ その他	/
		生年月日	年	月	日		電話番号()	()	
		フリガナ				₹	_		配偶者・子・兄弟・その他	/
		生年月日	年	月	日		電話番号()	()	
		フリガナ				₸	_		配偶者・子・兄弟・その他	/
		生年月日	年	月	日		電話番号()		

届け出日 年 月 日 被相続人氏名【

】の相続人代表者指定届【】枚目